

援助の内容(詳細)

対象者	種類	内容	
要 準 保 護	修学旅行費	支給額	修学旅行費(宿泊費・旅費・保険料・記念写真代など)の実費 ※一部補助対象外の経費あり
		支給時期	7月・10月・1月(内1回)
要 準 保 護	医療費	支給額	学校保健安全施行令第8条に定める疾病(下記参照)の治療費
		支給方法	伊達市教育委員会発行の医療券で自己負担分が無料 ※医療券を使用し受診する際には「医療券交付申請書」を学校へ提出すること。 医療券有効期限は診療開始予定日からその月の末日までの1ヶ月以内(翌月に再受診する場合には、学校へ再申請が必要。)  対象の学校病 ・トラコーマおよび結膜炎 ・白癬・疥癬および膿痂疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎およびアデノイド ・う歯 ・寄生虫病(ぎょう虫卵保有含む。)
準 要 保 護	学用品費	支給額	小学校 年額11,420円 中学校 年額22,320円(平成29年度実績)
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
		支給方法	市教育委員会から保護者へ口座振込で支給
	通学費	支給額	自宅から学校まで公共交通機関を利用した際に負担すべきこととなる定期代等
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
		支給対象者	通学距離が小学校4キロメートル以上、中学校6キロメートル以上かつ公共交通機関で通学の準要保護児童生徒
	校外活動費	支給額	交通費及び見学料の実費分
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
		支給方法	市教育委員会から保護者へ口座振込で支給
	新入学学用品費	支給額	小学校 40,600円 中学校 47,400円(平成29年度実績)
		支給時期	小学校:2月(前年12月までに申請があった場合) 4月(3月までに申請があった場合) 7月(4月末までに申請があった場合) 中学校:1月
		支給対象者	小学校:次年度小学校へ入学する児童、 小学校1年生の準要保護児童(4月末までに申請し、入学前支給を受けていない児童) 中学校:次年度中学校へ入学する6年生の準要保護児童
	通学用品費	支給額	年額2,230円(平成29年度実績)
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
		支給方法	市教育委員会から保護者へ口座振込で支給
	PTA会費	支給額	実費(限度額 小学校 年額3,380円まで 中学校 年額4,190円まで)
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
		支給方法	市教育委員会から保護者へ口座振込で支給
	生徒会費	支給額	実費(限度額 小学校 年額3,380円まで 中学校 年額5,450円まで)
		支給時期	7月・10月・1月・3月(計4回、前3ヶ月分一括)
支給方法		市教育委員会から保護者へ口座振込で支給	
クラブ活動費	支給額	実費(限度額 年額29,600円まで) ※一部補助対象外の経費あり	
	支給時期	3月(学校からの報告に基づき一括支給)	
	支給対象者	クラブ活動または部活動に所属している生徒	
	支給方法	市教育委員会から保護者へ口座振込で支給	
体育実技用具	支給額	現物支給(引換券を対象者に発行)	
	支給時期	スキー用具等12月頃(授業で使用する学校のみ)	
	支給方法	最大小学1～3年生で1回、小学4～6年生で1回、中学1～3年生で1回支給 引換期間内に市教育委員会が指定する販売店に行き、引換券と交換	
学校給食費	支給額	実費	
	支給方法	市教育委員会から食育センターへ直接支払	